

# 令和8年度運動・スポーツ習慣化促進事業における留意事項・記載要領

## 1. 事業の趣旨・目的

地域の実情に応じて、運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々（有疾患者や高齢者、障害者等）や、他の世代等と比較して運動・スポーツ実施率が低い働く世代や女性を含め、より多くの住民（成人）が運動・スポーツに親しむとともに、運動・スポーツの実施を通じて健康増進を図ることを目的とします。

上記目的の達成には、中長期間の継続した取組が必要となることから、補助事業期間終了後も取組を継続していくために地域住民に対して運動・スポーツが持つ価値の理解増進を図るとともに、地方公共団体内における取組継続の仕組みの構築や、地域住民全体の運動・スポーツの習慣化及びスポーツ実施率の向上に向けて地方公共団体が行うスポーツを通じた健康増進に資する取組を複数年度にわたって支援します。

## 2. 事業の対象となる取組

地域の実情に応じ、下記（１）～（５）を実施してください。（１）～（２）は「必須事項」、（３）～（５）は「選択事項」となっています。

なお、1回限りの運動・スポーツイベントは原則として補助対象とはなりませんので、本事業の実施にあたり、実施する取組内容の必要性や目的、成果・効果の測定方法を明確にしてください。

また、本事業の主たる対象は成人ですが、実施する取組において子供（幼児を含む）などが参加することを拒むものではありません。ただし、成人の取り込みが不十分な取組は本事業の支援対象とはなりませんのでご注意ください。

さらに、本事業を推進するにあたり、大学や研究所などの専門的な機関との組織的な連携や、複数の地方公共団体間での協働による運動・スポーツの場の共有、スポーツ庁が運営するポータルサイト「ここスポ」の活用など、地域住民の運動・スポーツの習慣化を促進するための取組を積極的に実施してください。

### （１）＜必須事項＞体制整備

地方公共団体内のスポーツ主管課（障害者を対象に含める取組を行う場合は、スポーツ主管課に加え障害者スポーツ主管課を含む。）と健康・福祉・介護予防主管課に加えて、企画・総務・財務等部局横断的部署と連携・協働しながら実施するとともに、大学、民間事業者、スポーツ関連団体（スポーツ推進委員協議会、健康運動指導士会、総合型地域スポーツクラブ、障害者スポーツセンター等）、医療機関、医師会、健康関連団体、商工会等とも連携を図ってください。

なお、連携する団体は、必ずしも申請する地方公共団体の域内にあることを要しませんが、本事業の効果的・効率的な実施に資するか、事業の実施にあたり緊密な連携体制の構築が可能かなどの観点から判断してください。

また、補助事業期間終了後の取組の継続に向けて、本事業の全てを特定の企業や団体等に委託することなく、申請者である地方公共団体の一元的な管理の下、企画・運営を行ってください。複数の地方公共団体が協働する取組においても、責任は申請者

である地方公共団体が一元的に負うこととなりますのでご留意ください。

## (2) <必須事項>習慣化させるための取組

### 女性のライフサイクルにおける課題の解決を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

近年の「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の結果によると、男性に比べて女性の実施率が低い傾向が示され、スポーツを実施しない／できない理由として、「面倒くさいから」や「仕事が忙しいから」、「家事が忙しいから」等が挙げられています。こうした状況に加えて、令和4～5年度にスポーツ庁が実施した「女性のスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する研究」の結果も踏まえつつ、女性がそれぞれのライフステージ（性成熟期、更年期、老年期）に特有の課題を乗り越え、スポーツを実施することを通じて、より一層健康増進を図ることができるよう、運動・スポーツを習慣化するための取組を実施してください。

○参考（女性のスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する研究）：  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/list/1396542\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1396542_00005.htm)

## (3) <選択事項>上記の取組を実施する際に、以下のテーマを含めて実施することも可能

### A) 働く世代が抱える課題の解決を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

近年の「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の結果によると、働く世代（20代～50代）の実施率が低く、スポーツを実施しない／できない理由として「面倒くさいから」や「仕事が忙しいから」、「体力が衰えたから」等が挙げられています。こうした状況にある働く世代の地域住民が抱える課題を乗り越え、スポーツを実施することを通じて、より一層健康増進を図ることができるよう、運動・スポーツを習慣化するための取組を実施してください。

○参考（スポーツの実施状況等に関する世論調査）：  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/toukei/chousa04/sports/1402342.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/sports/1402342.htm)

### B) 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）や運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）などの何らかの制限や配慮が必要な住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツを地域で安心して実施できる機会を創出し、運動・スポーツを習慣化するための取組を実施してください。

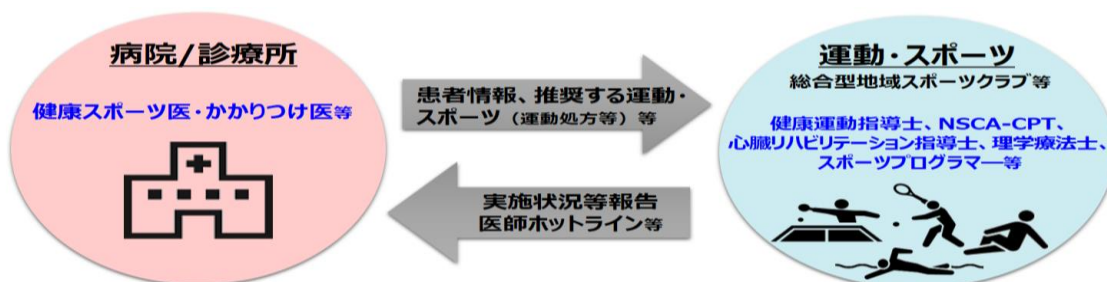
例えば、民間事業者の協力を得て医療機関等と連携することにより、生活習慣病で通院中の、運動が必要と思われる対象者に医師が運動教室等を紹介し、大学等の専門医（スポーツ医）が発行する運動プログラムを基に、個々の健康状態に応じて安全かつ効果的に運動・スポーツを実施する取組が考えられます。

なお、実施に当たっては、健康スポーツ医など運動・スポーツに十分知識と理解

のある医師や医療スタッフと、専門性を持った健康運動指導士等の運動・スポーツ指導者が連携して情報を共有してください。

また、医師等から運動・スポーツ指導者等に共有する情報には、参加者の健康状態や推奨する運動・スポーツ（種目、強度、時間・回数、頻度、留意事項等）等を、運動・スポーツ指導者等から医師等に共有する情報には、参加者が実施した運動・スポーツの内容や状況等を含めてください。

### ○スポーツと医療の連携例



### ○情報共有のシート例

**例 1** 運動・スポーツ処方せん

ID \_\_\_\_\_ 患者名 \_\_\_\_\_

疾患名  
肥満症、変形性膝関節症

服薬状況  
なし

運動・スポーツ（運動・スポーツ処方）

種目	有酸素運動、レジスタンス運動（下肢筋力強化）、卓球・テニス・水泳などの各種スポーツ
強度	目標心拍数 120拍/分
時間	1日あたり 30分程度 または、8,000～10,000歩程度
頻度	3～5日/週
注意事項	膝に違和感がなければ、好きなスポーツ種目可能。1日/週から開始し、徐々に頻度を増やす。

2019年〇月〇日

かかりつけ医  
〇〇病院内科医〇〇〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（直通）

**例 2**

患者名 \_\_\_\_\_ 疾患名 高血圧症 \_\_\_\_\_ 服薬 〇〇 \_\_\_\_\_

◇◆◇ お勧めする運動・スポーツ ◇◆◇ 処方日 2019年〇月〇日

種目	有酸素運動
強度	中程度（やや楽である～ややきつい）
時間	1日あたり 30～60分程度
頻度	3～5日/週
注意事項	労瘁（息こらえ）を伴わないスポーツは可能。安静時に血圧が〇〇/〇〇mmHg以上の場合は中止。
かかりつけ医	〇〇病院 内科医 〇〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（直通）

◇◆◇ 実施した運動・スポーツ ◇◆◇ 報告日 2019年〇月〇日

実施期間	2019年〇月～〇月（3か月）
種目	バウンドテニス、卓球、ヨガ、太極拳
強度の確認	15分毎に主観的運動強度で「ややきつい」までであることを確認
時間	1日あたり 30～60分程度
頻度	2～4日/週、計 36日
気づいた点等	平均歩数は1日あたり9,000歩。薬を飲み忘れた日はなかった。仲間ができて、楽しく実施している。
指導者	〇〇総合型スポーツクラブ 健康運動指導士 〇〇〇〇 医師のサイン _____

### C) 地域住民のライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツを推進する取組

運動・スポーツは、心身の健康の保持増進に様々な効果が期待でき、こうした効果を高めるためには、心身の維持・向上が必要な機能に焦点を当て、それに適した方法や目的を定めた運動・スポーツ（目的を持った運動・スポーツ）を実施することが重要です。

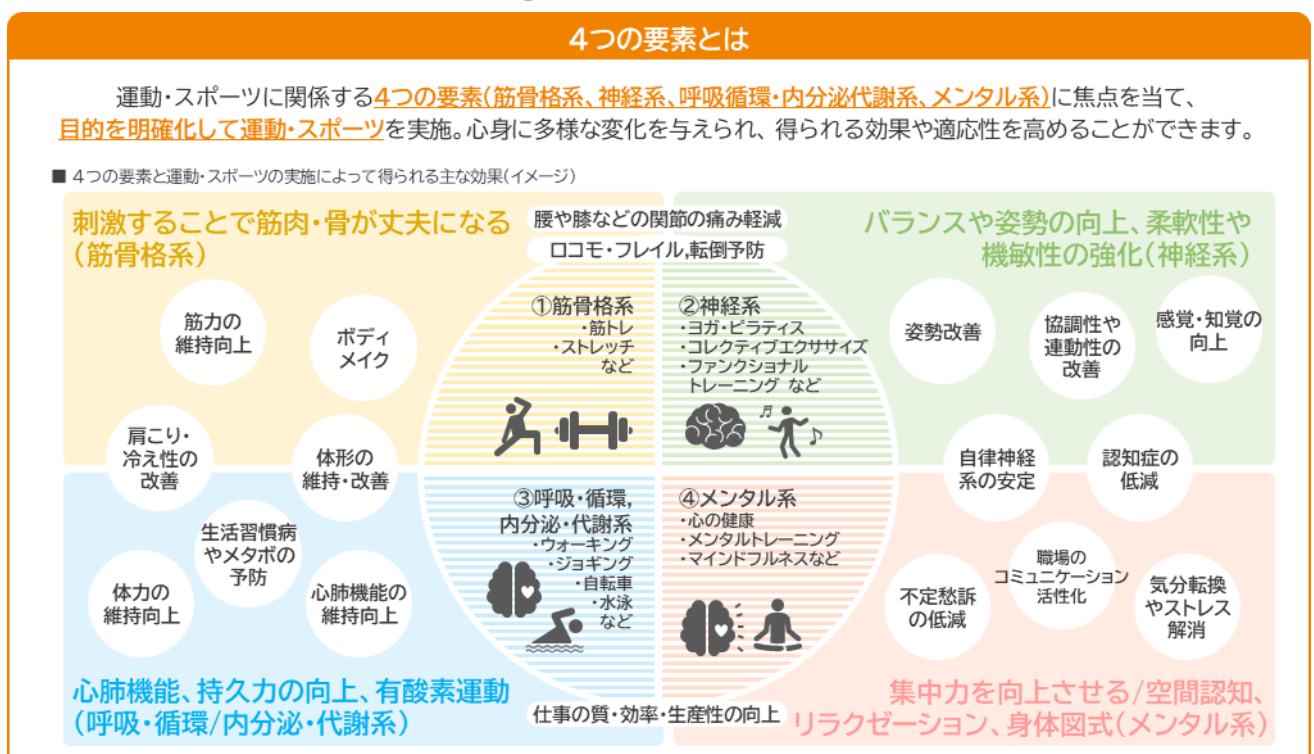
このように目的を定め、心身に多様な変化を与える運動・スポーツを実施し、それぞれのライフステージにおいて最高の能力が発揮できる状態（ライフパフォーマンス

の向上) を目指すことによって、健康の保持増進はもとより、QOL を高めることなど、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与できます。

目的を持った運動・スポーツの実施において、運動・スポーツに関係する要素（維持・向上させたい心身の機能）は、スポーツ生理学的に筋骨格系、神経系、呼吸循環・内分泌代謝系及びメンタル系の4つに大きく分けられ、これらの要素に焦点を当てることによって、以下の図のとおり目的を明確化することができます。

維持・向上させたい心身の機能を踏まえて、運動・スポーツの実施方法に変化を加えることで、心身の機能に多様な変化を与えることができ、結果として得られる効果や適応性が高まるということ踏まえ、目的を持った運動・スポーツを実施する機会を創出し、運動・スポーツを習慣化するための取組を実施してください。

○「目的を持った運動・スポーツ」（4つの要素）



○参考（ライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進について）：

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/001\\_index/bunkabukai002/toushin/1420006\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/toushin/1420006_00001.htm)

**D) 要介護状態からの改善者を含めた、介護予防を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組**

要介護（要支援）状態から改善した方や、フレイル、サルコペニア、ロコモティブシンドローム、認知症、閉じこもり等の予防に取り組む必要のある方が、身近な地域で安心して安全かつ効果的な運動・スポーツを持続的に実施できる機会を創出し、運動・スポーツを習慣化するための取組を実施してください。

その際、評価方法や項目は問いませんが、地域の実情に合わせて参加者のフレイル、サルコペニア、ロコモティブシンドローム、認知症等のリスクを評価してください。

#### (4) <選択1>運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用

「運動・スポーツ関連資源マップ」（以下「資源マップ」）とは、医師が患者に運動（療法）を勧める際に、運動実施者（患者）に適切な運動・スポーツの場をマッチングするため、運動・スポーツ環境（ハード）と指導者等（ソフト）の情報を見える化するものです。上記趣旨を踏まえて、地域住民の健康状態やニーズに応じて、運動・スポーツをする人と場のマッチング推進を目的として、運動・スポーツを実施できる「場」の情報を見える化した資源マップを作成してください。

なお、その場合であっても、地域の医師会や医療関係者、運動・スポーツの指導者団体や関係者に加え、地域におけるスポーツを通じた健康づくりに係る多様な立場の者が組織的に協働するような連携体制（実行委員会や既存の会議体でも可。）を構築した上で資源マップを作成する等、資源マップ本来の趣旨を踏まえるよう努めてください。

また、資源マップには運動・スポーツ施設の位置情報だけでなく、実施できる運動プログラムや在籍する運動指導者といった当該施設で受け入れ可能な対象者や実施可能な運動・スポーツプログラムなどの情報を含めることとしてください。

さらに、資源マップは対象者が運動・スポーツを実施する際に活用されることを目的として作成するものであるため、作成後の具体的な使用目的・場面など活用方法や仕組みを明確にしてください。

○参考（安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり）：

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/list/1396542\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1396542_00001.htm)

○参考（ココスポ）：

<https://cocospo.go.jp/about>

#### (5) <選択2>運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価

地方公共団体において、運動・スポーツの実施が社会保障費（医療費・介護給付費）に及ぼす効果を評価し、エビデンスに基づくスポーツを通じた健康づくりを推進してください。

補助事業で実施した運動・スポーツの取組に係る効果を評価することを求めますが、レセプトデータの取得時期等の関係で難しい場合は、過去に実施した補助事業以外の取組に係る効果を評価しても差し支えありません。

また、評価を行う際、社会保障費抑制を図るための要因（事業規模・参加者層・継続率・運動量等）を分析し、社会保障費の抑制効果が見られない場合でも、その課題を明らかにするように努めてください。

○参考（スポーツ実施が社会保障費（医療・介護）に及ぼす効果及びその評価方法に関する研究【社会保障費】）：

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/list/1396542\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1396542_00005.htm)

### 3. 事業の仕組み等

#### (1) 交付先について

補助対象事業者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）です。

(2) 補助期間について

最長3年間（国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません）。  
なお、本事業の趣旨・目的の達成が可能と申請者が判断する場合については、3年未満の補助期間とすることも可能です。

(3) 補助額について

本事業は、定額補助です。補助金額は申請件数に伴い予算の範囲内で決定されます。

なお、補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業期間が複数年度にわたる場合について、2年度目は初年度配分額の80%、3年度目は初年度配分額の50%を上限とするなど、補助額を逡減することを予定していますので、事業の実施と合わせて補助事業期間終了後の取組の継続に必要な予算確保方策等について検討を行ってください。

なお、各年度の補助額の上限は下表のとおりとすることを予定しています。

○選択項目を実施しない場合

選択事項の内容			補助額		
選択必須項目	選択項目 (資源マップ)	選択項目 (社会保障費)	1年度目	2年度目	3年度目
女性	×	×	1,000万円	800万円	500万円

○選択項目（資源マップ）を実施する場合

選択事項の内容			補助額		
選択必須項目	選択項目 (資源マップ)	選択項目 (社会保障費)	1年度目	2年度目	3年度目
女性	○	×	1,100万円	880万円	550万円

○選択項目（社会保障費）を実施する場合

選択事項の内容			補助額		
選択必須項目	選択項目 (資源マップ)	選択項目 (社会保障費)	1年度目	2年度目	3年度目
女性	○/×	○	1,200万円	960万円	600万円

※ 選択項目（資源マップ）を併せて実施する場合も同様の補助額とする。

(4) 本事業のスケジュール等は別紙1のとおりです。

(5) 本事業の実施期間は、交付内定日から補助事業終了年度の3月末までです。

(6) 各年度の取組結果については、毎年度実績報告を行っていただくとともに、額の確定も事業年度毎に行いますのでご注意ください。

(7) 年度ごとのフォローアップに加え、令和9年度に中間評価、補助期間終了後に

事後評価を実施する予定です。中間評価の結果、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。なお、中間評価等の具体的な実施方法や実施時期については別途お知らせします。

#### 4. 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業実施に当たっては、地方公共団体内における部署間の連携はもとより、大学等の高等教育機関、民間事業者、スポーツ関連団体（スポーツ推進委員協議会、健康運動指導士会、総合型地域スポーツクラブ等）、医療機関、医師会、健康関連団体、商工会等が連携した上で、適切な成果目標を設定し、PDCA サイクルに基づいた分析が行える体制を構築してください。
- (2) 本事業の目的を踏まえた上で、地域の実情に応じ、本資料2. 事業の対象となる取組(1)～(5)を実施してください。(1)～(2)は必須事項、(3)～(5)は選択事項となっております。
- (3) 事業の定量的な成果目標を設定し、それに対する評価・検証が適切に行われる体制を整えてください。
- (4) 本事業の実施に当たり一律で自己負担を求めることはしませんが、「1. 事業の趣旨・目的」に記載のとおり、補助事業期間終了後も取組を継続することが必要となりますので、補助事業期間中に、本補助金以外の多様な財源（参加費、地方公共団体負担等）の確保に向けた準備・検討を行ってください。  
なお、参加費等を徴収する場合は、事業の持続性を考慮した料金設定をしてください。（徴収した参加費等は、必ずしも地方公共団体の収入として扱うことまでは求めません。）

#### 5. 事業計画書の記載内容

- \* 事業計画書の記載に当たっては、本計画書が採択審査書類となることを踏まえ、内容は詳細かつ分かりやすく記載してください。内容が不明確な場合は、採点できませんので御留意ください。
- \* 記入欄が不足する場合は追加、不要な行は削除してください。

##### (1) 「I 1. 地方公共団体の基本情報」

- ① 最新のデータを記載してください。
- ② 成人の週1回以上のスポーツ実施率の把握及び目標値の設定をしていない市町村（特別区含む。）は、都道府県のデータを括弧書きで記載してください。なお、最終年度には申請者である地方公共団体の成人の週1回以上のスポー

ツ実施率を実績報告書に記載していただくこととなりますので、スポーツ実施率の把握及び目標値の設定を行ってください。

## (2) 「I 2. 事業の背景と達成目標」

- ① 地域の特徴や資源なども踏まえ、本事業に取り組むに至った背景について、数値等のエビデンスも用いつつ、記載してください。
- ② 本事業に取り組んだ結果として達成したいことや目指す地方公共団体像について、年度毎に取り組む内容及び達成目標と併せて記載してください。なお、本項目の記載に加えて、取組の全体像等がわかるようにまとめたパワーポイント資料（1枚以内）を添付しても構いません。

## (3) 「I 5. (2) 取組内容」

- ① 本資料2. (2) <必須事項>習慣化させるための取組「女性のライフサイクルにおける課題の解決を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組」の具体的な取組内容を記載してください。なお、取組の効果を高めるために(3) <選択事項>に記載した以下のA～Dの取組を併せて行う場合は、「③取組内容」の「具体的な取組方法」欄にその内容を記載してください。

<効果を高めるための取組>

A：働く世代が抱える課題の解決を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

B：医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

C：地域住民のライフパフォーマンスの向上に向けた目的を持った運動・スポーツを推進する取組

D：要介護状態からの改善者を含めた、介護予防を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組

## (4) 「I 5. (2) ②取組目的」

簡潔かつ明確に示してください。「I 2. 事業の背景と達成目標」で記載した内容を再度記載する必要はありません。

## (5) 「I 5. (2) ③取組内容」

- ① 取組の内容（何をするのか）が具体的にわかるように示してください。特に伝えたいことや強みなどがあれば、その部分を**二重下線・太字**で記載してください。
- ② 事業を効果的に実施するための工夫については、対象者を明確に記載し、募集方法や効果的にターゲットに参加してもらうための工夫などを含めて具体的に記載してください。また、官学連携や複数の地方公共団体の共同などを実施する場合は、記載してください。なお、必須事項に加えて、<選択事項>の取組を実施している場合はその部分に**下線**を付してください。

(6) 「I 5. (2) ④実施体制」

当該取組を実施するに当たり、行政以外に関わる全ての人又は組織等と具体的な役割について記載してください。

(7) 「I 5. (3) <選択1>運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用」

- ① **対象者**：作成した資源マップの主なターゲット（誰を対象に、誰が使うものか）を記載してください。
- ② **取組内容との関連性（資源マップの活用方法）**：2. 事業の対象となる取組のどのような場面でどのように使用することを想定しているのか、具体的に記載してください。
- ③ **資源マップに掲載する内容**：資源マップに掲載する内容を具体的に記載してください。その際、資源マップには運動・スポーツ施設の位置情報だけでなく、実施できる運動プログラムや在籍する運動指導者といった当該施設で受け入れ可能な対象者や実施可能な運動・スポーツプログラムなどの情報を含めることとしてください。さらに、資源マップは対象者が運動・スポーツを実施する際に活用されることを目的として作成するものであるため、作成後の具体的な使用目的・場面など活用方法や仕組みを明確にしてください。
- ④ **マップ作成の体制**：「2. 事業の対象となる取組」の(3) <選択事項>効果を高めるための取組B・Dを選択した場合は、地域の医師会や医療関係者を必ず入れることとしてください。その他の場合であっても、地域の医師会や医療関係者、運動・スポーツの指導者団体や関係者に加え、地域におけるスポーツを通じた健康づくりに係る多様な立場の者が組織的に協働するような連携体制（実行委員会や既存の会議体でも可。）を構築するよう努めてください。

(8) 「I 5. (4) <選択2>運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価」

- ① **対象者**：運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価を行うに当たって、評価の対象者（事業参加群と対照群の選定方法含む。）を記載してください。
- ② **評価項目・分析手法**：協働する部署（外部も含む）と事前に十分協議した上で、本評価の対象となる取組内容、評価項目、分析手法等を明確に示してください。
- ③ **評価機関**：大学や民間事業者等、外部に委託、協力を求める場合は、具体的な評価機関名を記載してください。なお、有識者から評価方法のアドバイスを受ける等の場合もその旨記載してください。
- ④ 複数年事業（3カ年のみ）の場合、実績報告書提出の際に、事業取組年度の前年度と事業終了年度の数値（社会保障費の1人当たりの年間平均額）を記載していただきます。

## (9) 「I 6. (1) 成果目標【共通目標】」

- ① 本事業の主たる目標は地域住民全体のスポーツ実施率向上です。中長期的には、事業参加者以外の地域在住の全成人、あるいは、特定の層にも波及するような運動・スポーツの習慣化を企図した事業としてください。
- ② ア～ウの3つを必ず設定してください。また、〈選択1〉を実施する場合はエについて目標を設定してください。
- ③ 評価に当たっては、原則的に各取組の前後に、本事業の全参加者にアンケート調査等を実施することにより行ってください（次の④エを除く）。前後の調査はできる限り3か月以上空けるように計画してください。詳細な質問内容については、内定時にお知らせいたします。

### ④ 項目

#### ア. 運動・スポーツへの意欲

これからも運動・スポーツを続けたいと思う者の割合。

本事業参加者のうち、これからも（事業終了後も）運動・スポーツを続けたいと答える者の割合の目標値を記入してください。

#### イ. 運動・スポーツ実施率（運動・スポーツの習慣化）

本事業参加者の週1回以上のスポーツ実施率。

本事業参加者の、週1回以上のスポーツ実施率に関する目標値を記載してください。

#### ウ. 運動・スポーツを通じた主観的健康観

本事業への参加を通して、主観的な健康度が高い者の割合。

本事業参加者の、主観的な健康度が高い者（健康である又はどちらかといえば健康であると答える者）の割合に関する目標値を記載してください。

#### エ. 運動・スポーツ関連資源マップを活用した健康づくりの推進

運動・スポーツ関連資源マップを活用してスポーツの場を紹介した件数。

患者や自分に適した運動・スポーツの場を探している人に対して、運動・スポーツを勧めたい医療関係者や相談斡旋窓口において相談業務を担う者等が、運動・スポーツ関連資源マップを活用して運動・スポーツの場を紹介する件数の目標値を記入してください。

（例）医療関係者等が患者等に紙媒体のマップを手渡した数や、ホームページのアクセス数、マップのダウンロード数等。

## (10) 「I 6. (1) 成果目標【個別目標】」

- ① 地方公共団体の状況、特徴、地域診断等を十分に踏まえた上で、本事業の目的に合わせて目指すべき成果目標を、全て数値を用いて設定してください。目標値の単位を必ず記入してください。
- ② 運動・スポーツの習慣化が図られたことがわかる目標や関係組織・団体間の

連携が図られたことがわかる目標を地域の実情に即して数値で設定してください。

- ③ 運動・スポーツを実施したことによる身体的効果、心理的効果、社会経済的効果等があると望ましいです。(例) 体力や QOL (クオリティ・オブ・ライフ：生活の質) の維持・向上、各種検査値の改善、様々なストレス感情の減少、医療費や扶助費の削減 (シミュレーション)、要介護・要支援状態の改善・離脱等。

#### (1 1) 「I 6. (2) 成果を評価するための方法」

- ① **【共通目標】**にその数値を設定した理由：地方公共団体の状況、特徴、地域診断等を踏まえてその目標値を設定した理由や根拠を示してください。
- ② **【個別目標】**を設定した背景：地方公共団体の状況、特徴、地域診断等を十分に踏まえた上で、その個別目標を設定した理由、本事業との関係等を示してください。
- ③ **評価対象者**：原則的に本事業の全ての参加者を対象としてください。
- ④ **評価する時期**：原則的に事業の開始時（事業参加前）と終了時（事業参加後）に行ってください。できる限り3か月以上空けて前後の評価をするように計画してください。
- ⑤ **評価する方法**：紙面でのアンケート調査、WEB 調査、面接調査、電話による調査などをどのように行うのかを明示してください。
- ⑥ **評価項目**：**【共通目標】**を評価するための詳細な質問内容については、内定交付時にお知らせします。**【個別目標】**を評価するための項目をできるだけ具体的に記載してください。(例) BMI、血圧、筋力（握力）、QOL (WHOQOL) 等。
- ⑦ **評価体制**：アンケートの作成者、アンケート調査の実施者、分析担当者等、誰が何をするのか、人又は組織と役割を明確にしてください。

#### (1 2) 「I 6. (3) 過年度の本事業の成果と継続又は再度申請の意義等」

平成 27・28 年度スポーツを通じた健康長寿社会等の創生、平成 29 年度～令和 6 年度運動・スポーツ習慣化促進事業の補助を受け、過去に実施した事業が、今年度申請する「取組」と同じ内容の場合は記載してください。

#### (1 3) 「II 1. 事業期間を通じた経費」

- ① **総事業費**：補助金申請額とその他経費を足した合計額
- ② **その他経費**：補助申請額を除いた当該事業に要する経費
- ③ 令和 9 年度、令和 10 年度は見込で記載してください。
- ④ 補助金の額は千円未満切捨てとしてください。

(14) 「Ⅱ 2. 令和8年度経費の配分表」

- ① 経費科目は改変しないでください。
- ② 補助対象経費に著しい偏りがないようにしてください。
- ③ 補助金の額は募集時の申請においては、申請額となります。
- ④ 補助金の額は千円未満切捨てとしてください。

(15) 「Ⅱ 3. ①収入」

- ① 1 国庫補助金：補助金の額を記載してください。
- ② 2 都道府県・市町村負担金：自己財源を記載してください。
- ③ 3 その他：参加費や協賛金等の外部収入を記載してください。備考欄に参加費、協賛金等の内訳を記載してください。

(例) 参加費 500 円×100 人×10 回、登録料 2,000 円×1,000 人等。

- ④ 参加費等を地方公共団体の収入として扱わずに徴収する場合は、その旨がわかるように、「3 その他」の備考欄に記載してください。

(例) 参加費 500 円×100 人×10 回。なお、参加費は〇〇の委託業者が徴収し、その分を委託料より差し引く。

(16) 「Ⅱ 3. ②支出」

積算内訳はエクセルファイル「(別添) 補助経費\_支出」に詳細に記載してください。本資料「6. 補助対象経費」の記載に則って計上してください。

(17) 「Ⅲ 1. 担当者連絡先 (責任者及び事務担当者)

- ① 複数部署にそれぞれ担当者がある場合、取りまとめ窓口担当者を (事務担当者) 欄に記入してください。
- ② 事務担当者の電子メールアドレスは担当者個人の電子メールアドレスと、事務担当者が所属する部署代表の電子メールアドレスの両方を記載してください。

## 6. 補助対象経費

- \* 本事業の実施にあたり、直接必要とする経費のみを計上してください。
- \* 事業計画（特に、取組内容）との整合性を必ずとってください（品名、個数等）。
- \* 交付申請書・実績報告書の提出に当たっては、経費（単価等）の根拠となる資料（内訳が分かる規程、見積書、請求書等の書類）を添付していただきますので、整理保存してください。
- \* 金額は切捨てや切上げをせず、円単位で計上してください。
- \* 参加者等に対するインセンティブ（ポイント原資や参加賞、割引券、お試し体験券、景品等）に係る経費は補助対象となりません。
- \* 補助経費の対象期間は事業期間内（本資料3.（5））とします。事業期間外に発注・納品された消耗品等の経費は補助対象となりません。
- \* 事業期間内であっても、事業終了間際に消耗品等を大量に購入する等、本事業の実施との関係に疑義が生じる経費は認められないことがあります。
- \* 本事業において、臨時職員等の雇入れ（給与等）に係る経費は認められませんが、自己財源等による雇入れを予定している場合は、雑役務費の補助対象外経費として計上してください。

### （1） 諸謝金

- ① 外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものを補助対象とします。
- ② 業者等との契約による場合は、雑役務費に計上してください。
- ③ 単価等については各地方公共団体の謝金規程等に従ってください。規程等の根拠に基づかない又は過大な謝金単価の計上は認められない場合があります。

### （2） 旅費

- ① 原則として、公共交通機関に限ります。ただし、各地方公共団体の旅費規程等に基づく等、特別な事情が認められる場合にはその他の交通機関の利用も可能となることもありますので、事前にスポーツ庁にご相談ください。
- ② 航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗券の控え（コピー）の提出が必要となります。
- ③ 航空機等を使用した際のマイレージやポイントの取得等による個人特典は認められません。マイレージやポイント等を取得した場合は、その分を補助金から減額いたします。補助金の性格上から、全国旅行支援等のキャンペーンの利用も認められません。
- ④ 本事業を行うに当たり必要な旅費のみとし、過剰な計上は補助対象となりま

せん。なお、必要性や妥当性を確認させていただくことがあります。

### (3) 消耗品費

- ① 各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を補助対象とします。
- ② 備品（10万円以上かつ耐久年数が1年以上のもの）の購入はできません。パソコン、デジタルカメラ、USBメモリー等は、備品基準額未満であっても認められません。
- ③ 消耗品を購入する際に特典として付与されるポイントの取得等による個人の特典は認められません。
- ④ 事業実施回数や参加者数等を参考に、購入個数等の妥当性を確認いたします。
- ⑤ のぼり旗等の作成物には「令和8年度スポーツ庁補助事業」等、本補助金を活用していることが分かるよう明記してください。明記されていない物は補助対象となりません。事業報告時に写真等の根拠資料を提出していただきます。

### (4) 印刷製本費

- ① 案内用のチラシ・パンフレット、事業報告書等の印刷製本に係る経費を補助対象とします。
- ② 作成物には「令和8年度スポーツ庁補助事業」等、本補助金を活用していることが分かるよう明記してください。明記されていない物は補助対象となりません。事業報告時に根拠資料として冊子を1部提出していただきます。

### (5) 通信運搬費

- ① はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等を補助対象とします。
- ② はがきや切手を購入する場合は、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理してください。
- ③ 事業実施回数や参加者数等を参考に、妥当性を確認いたします。送付先一覧を添付してください。
- ④ 郵送法にてアンケート調査等を行うために返信用切手を購入した場合は、返信があった部数のみ補助対象とします。
- ⑤ 電話代、通信料（インターネット含む）は補助対象となりません。

### (6) 借料及び損料

- ① 会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料を補助対象とします。

- ② 見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載してください。
- ③ インターネット接続に係るルーター等の借料やリース料は補助対象となりません。

#### (7) 雑役務費

- ① 印刷等の軽微な請負業務、会場設営、アンケート調査等に係るデータ入力・集計・分析等の役務の請負に係る経費、対象経費の支出に係る銀行振込手数料等が対象となります。
- ② 広告等掲載料は費用対効果を考慮し、過大な計上は補助対象となりません。
- ③ 取組の実施に当たって必要となるスポーツ指導者等の保険料や主催者として加入が必要な保険料は補助対象となりますが、参加者の保険料は原則として補助対象となりません。
- ④ 請負等により業務を外部の事業者に行わせる場合は、事業計画書の提出時においても、その詳細な内容がわかる書類（仕様書、見積書等）を提出してください。
- ⑤ ホームページ、アプリ、システム等の開発・改良に係る経費は補助対象となりません。
- ⑥ 本事業において、臨時職員等の雇入れ（給与等）に係る経費は認められませんが、自己財源等による雇入れを予定している場合は、雑役務費の補助対象外経費として計上してください。

#### (8) 会議費

- ① 会議を開催する場合のお茶代等を補助対象とします。
- ② 社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子、弁当などは補助対象となりません。
- ③ 団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知や議事録等を作成しない打合せ程度のものは補助対象とはなりません。

#### (9) 収入

- ① 参加費等を徴収した場合、参加費等の増加により当初の事業計画より収入が増加し、補助事業に要した経費から補助金額を差し引いた金額より参加費等の収入金額が超過した部分は、補助金の確定額から差し引くこととします。参加費等には参加費、寄付金、協賛金等を含みます。



## 8. 事業計画書の審査について

### (1) 交付内定者の選定方法

客観性、公正性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する審査委員会を設置し、申請団体から提出された事業計画書について、書類審査を実施します。次の(2) 評価方法、(3) 採択案件・金額の決定方法(4) 評価項目、(5) 採点基準に基づいて評価し、その評価点及び審査委員の意見を踏まえて、予算の範囲内で交付内定者を決定します。

### (2) 評価方法

評価は、原則として「絶対評価」により行うものとする。各審査委員は、(4) に示す評価項目ごとに、(5) に示す採点基準に基づき点数化する。各委員が各々評価した合計点を平均した点数をその事業の評価点とする。なお、評価点は少数第2位を四捨五入する。なお、次の(4) 評価項目⑪～⑬【加点項目】を除いた評価点が30点に満たない場合は不採択とします。

### (3) 採択案件・金額の決定方法

本資料2.(2) 習慣化させるための取組及び予算額については、以下のとおりとなりますが、取組の効果を高めるための工夫として、(3) <選択項目> 効果を高めるための取組A～Dのいずれかを併せて行うことを妨げるものではありません。

取組内容	当初の予算
女性のライフサイクルにおける課題の解決を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組	39 百万円
合 計	39 百万円

※ なお、上表の当初の予算配分額には、資源マップの作成及び社会保障費の評価に係る経費(2件程度)を含む。

- ① 評価点の高い順に予算の範囲内で補助事業者を決定する。なお、同点の場合には、当該審査にあたった専門員の合議により補助事業者を決定する。また、加点項目を除いた評価点が30点に満たない場合は不採択とする。
- ② 1事業者当たりの交付決定額は、原則として、補助要件に基づいて申請された額とする。なお、交付対象は、事務局の事前審査において補助対象経費と認められた金額のみとする。

### (4) 評価項目

- ① 事業背景と目的が、本補助事業の趣旨・目的に合致し、地域の背景・課題を踏まえた具体的な内容となっていること。
- ② 全体計画を通じた取組のプロセスが適切かつ、初年度の取組内容が具体的であり、事業者の目指す将来像の実現が期待できること。(※)
- ③ 対象者が明確であり、効果的に募集する方法が具体的に工夫されていること。
- ④ 運動・スポーツの非実施層を取り込むための工夫に具体性があり、挑戦的な取組

であること。

- ⑤ 他の地方公共団体が同様の取組を行う際のモデルとなるような取組内容であり、横展開が期待できること。
- ⑥ 運動・スポーツを習慣化させるための工夫に具体性があり、挑戦的な取組であること。
- ⑦ 適切な経費計上となっていること。
- ⑧ 補助事業終了後のビジョンが明確であり、本事業で取り込んだ者以外も含めた運動・スポーツ実施率の向上が期待できること。（\*）
- ⑨ 本補助事業の趣旨・目的に合致した適切な成果目標が定量的に設定され、適切に評価できる方法・体制が整っていること。
- ⑩ 実行委員会等が、地方公共団体内のスポーツ主管課（障害者を対象とする取組を行う場合は、スポーツ主管課に加え障害者スポーツ主管課を含む。）と健康・福祉・介護予防主管課、企画・総務・財務等部局横断的部署等に加え、企業や団体等と連携して効率的・効果的に事業を実施する体制となっていること。
- ⑪ 【加点項目】申請時点において、「Sport in Lifeコンソーシアム」に加盟していること（1点）。
- ⑫ 【加点項目】申請時点において、「スポーツエールカンパニー」の認定を受けていること（2点）。
- ⑬ 【加点項目】「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰（「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度に関する実施要綱）を受賞しているかつ、受賞された計画期間内であること（1点）。

（以下の選択項目について提案があった場合には、取組内容とは別に採否の審査を実施）

- ⑭ <選択1>地域住民の健康状態やニーズに応じて、運動・スポーツを実施できる「場」の情報を見える化した資源マップの作成及び活用方法が具体的であり、取組内容として選択した項目の対象者と場のマッチングを推進することが期待できること。
- ⑮ <選択2>地方公共団体において、運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価の進め方が具体的に計画されており、補助事業終了後の持続可能な取組が期待できること。

#### （5）採点基準

上記（4）評価項目①～⑩については、下記5段階評価にて採点を行います。

（\*）を付けた2項目については、今回の採択事業選定における重点指標となるため、得点を2倍として採点する。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	適当＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

また、上記（４）評価項目⑭～⑮については、下記４段階評価にて採点を行う。  
なお、＜選択１＞及び＜選択２＞については、取組内容が採択された提案者の中から採択事業を選定する。

大変優れている＝３点	優れている＝２点	適当＝１点
実施体制が整っていない／具体性がない＝０点		

※ 上記（４）評価項目⑭～⑮について「実施体制が整っていない/具体性がない」と評価された件数が過半数を超えた場合は、取組のみ採択する。

また、「実施体制が整っていない/具体性がない」と評価された件数が１件でもあった場合は、スポーツ庁と専門員で協議を行い、本採点項目に該当する事業の採否を決定する。

## ９．問合せ先

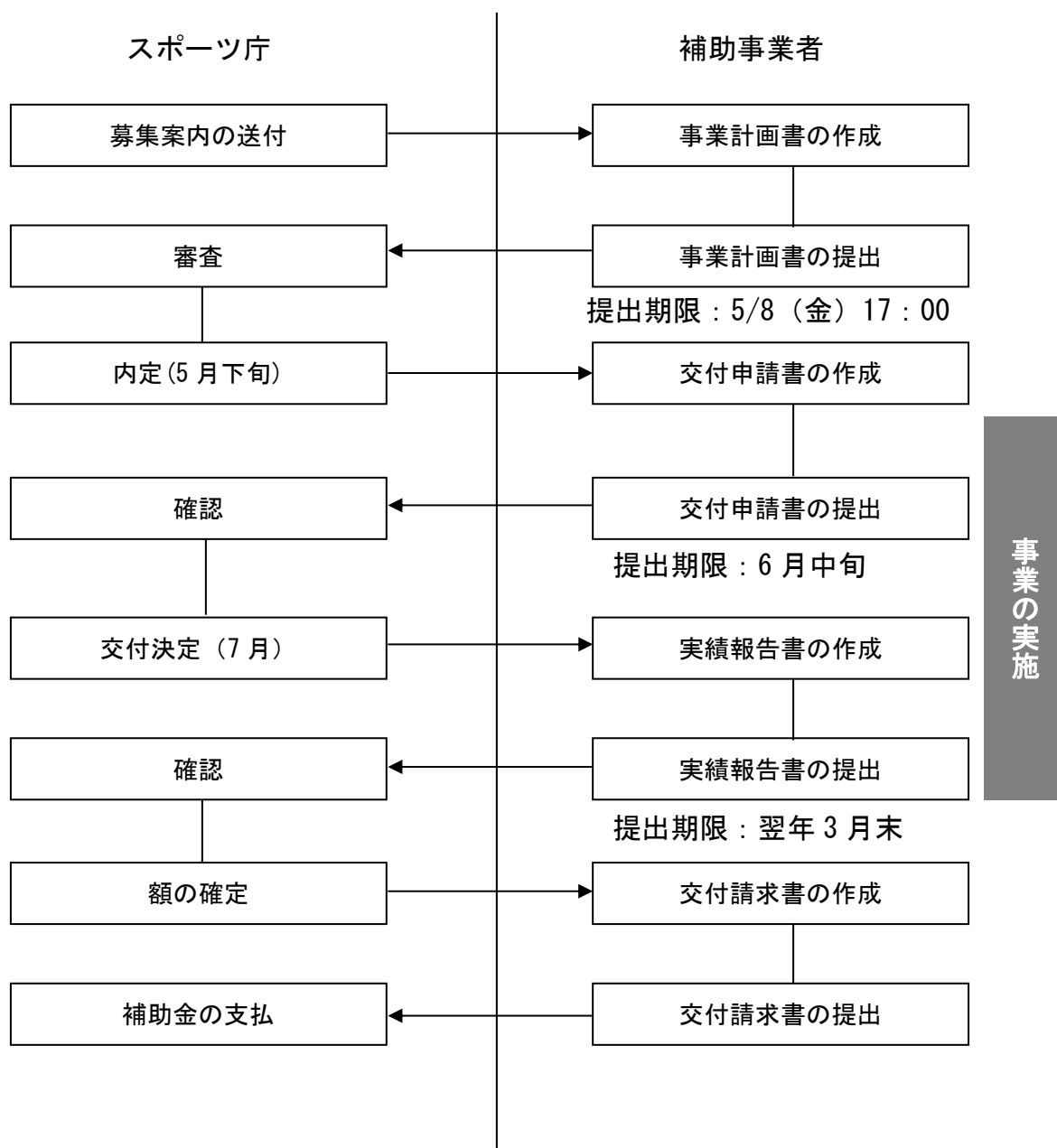
スポーツ庁 健康スポーツ課 健康・体力づくり係  
電話 03-5253-4111（内線 2998）

公募期間中の相談は受け付けておりません。

また、質問は受け付けておりますが、質問者のみが有利になると判断した場合には回答を差し控えることや、スポーツ庁ホームページの公募情報において公開している質問回答一覧への掲載を以って回答に代えることがあります。

なお、質疑応答集の更新状況については随時ご確認ください。（スポーツ庁から更新のお知らせ等を行うことはありません。）

## 令和8年度「運動・スポーツ習慣化促進事業」 スケジュール（イメージ）



- ※ 上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合もあります。
- ※ 複数年申請の場合は、2月上旬頃までに次年度の事業計画書を提出し、3月頃に交付決定予定
- ※ 本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うこととなります。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。